

平成27年度「人権尊重のまちづくり審議会」議事録

平成27年7月6日（月）午後2時～
市役所3階 庁議室

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただ今より平成27年度「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を始めさせていただきます。

委員のみなさまには、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会ですが、辰巳委員と田村委員につきましては、事前に欠席の旨、ご連絡をいただいております。

会議に先立ちまして、この度、委員が一部交代されておりますので、事務局より新任委員をご紹介させていただきます。1号委員として、市議会議員より、田平まゆみ様です。同じく、市議会議員より、左近憲一様でございますけれども、本日まだ出席されておられません。次に、3号委員としまして、富田林市企業人権協議会より、大山口公治様です。以上、よろしく願い申し上げます。

それから、事務局の職員も紹介させていただきます。市民人権部長の藤田です。人権政策課 参事兼課長代理の浦田です。人権政策課 係長の笹野です。そして、私、人権政策課長の福田です。どうぞよろしく願いいたします。

では、これより審議、進行につきましては、審議会規則第6条によりまして会長が議長となることとなっておりますので、会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

中島会長 みなさん、こんにちは。昨年度より引き続きまして会長を務めさせていただきます中島でございます。本日も、どうぞよろしく願いいたします。

昨年の5月の審議会は急遽欠席しなければならないということで、委員の皆様、とりわけ副会長の松本様や義務局の方には多大なご迷惑おかけいたしました。申し訳ありませんでした。

昨年の審議会では、「富田林市人権行政推進基本計画」に係る新たな実施計画の策定に向けまして、皆様からご意見を頂戴しました。また、基本計画の実施期間が半分を過ぎたということで、その途中の進捗状況の報告が事務局よりございました。

本日は、昨年に新たに策定しました「平成26年～28年度実施計画」に基づきまして、各課が実施しておられる事業のご報告をしていただきます。限られた時間内ではございますが、委員のみなさまからご忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

始めるにあたりまして、事務局の方から何かございますか。

事務局 今回も、会議録作成のため、発言内容等につきましては録音をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。また、会議録の作成にあたりましては、前回から引き続き、個人名を表記して公開することとなっておりますので、その点も併せてよろしく願いいたします。

本日の会議ですが、過半数の委員さんが出席していただいておりますので、本会議は成立していますことをここでご報告させていただきます。以上でございます。

中島会長

ありがとうございました。

では、早速審議に入りたいと思いますが、委員のみなさまには、事前に資料を配布させていただきましたが、お持ちいただいておりますでしょうか？

それでは、最初の案件であります「富田林市人権行政推進基本計画」の「平成 26～28 年度実施計画】における「平成 26 年度実施報告」及び「平成 27 年度実施事業」について、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局

それでは、「富田林市人権行政推進基本計画」の「平成 26～28 年度実施計画】に係ります「平成 26 年度の実施報告」及び「平成 27 年度の実施事業」につきまして、担当よりご説明をさせていただきます。

事務局

それでは、「富田林市人権行政推進基本計画」の「平成 26～28 年度実施計画」に係る「平成 26 年度の実施事業の報告」と「平成 27 年度の実施事業」について、ご報告させていただきます。

まず、今回、初めての委員さんもおられますので、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。まず、平成 21 年 3 月に、本市における今後の人権施策への取組みや方向性を示しました「富田林市人権行政推進基本計画」を策定しました。これは 10 年間の計画で、市ではこれに基づいて人権教育・啓発を中心とする人権施策に取り組んで行くこととしております。

この基本計画では、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者などさまざまな人権課題の解決に向けた取組みはもちろん、自治体行政は人権行政であるという認識をいかに全庁的に広めていくかということが大きな柱のひとつとなっております。

そして、この基本計画の内容を具体的に取り組んで行くために、基本計画の中で掲げております課題を別途抽出しまして、これを「実施計画」として位置づけて、その実施計画に基づいて各課が事業を行っていくということになっております。各課がどのような事業を実施しているのかということについては、毎年、調査をして集約を行うこととしております。また、人権行政という認識が庁内でどの程度広がったのかという点につきましても、ひとつの指標を用いて表しております。

昨年度の審議会では、平成 26～28 年度実施計画の策定にあたってご審議いただきましたが、その後、庁内会議を経まして正式に新たな実施計画として策定いたしました。今日、配布させていただきました表紙がグリーンの資料が実施計画になります。

今回は、その新たな実施計画のもとに各課が実施しました平成 26 年度の事業報告と、27 年度に予定しています事業の集約結果についてご報告をさせていただきます。表紙が水色の資料になります。

まず、各課の事業集約にあたりましては、今年の 4 月に各課に照会をかけまして、実施計画の課題に該当する事業を報告していただきました。11 ページからその一覧になります。ちなみに、11 ページまでは、基本計画の概要と、平

成 26～28 年度実施計画で掲げる課題の一覧になっております。

11 ページ以降の構成としましては、「個別課題」と「共通課題」の大きく二つに分かれておりまして、第 1 章は「個別課題」ということで、同和問題や、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人市民など具体的な個別の人権課題に対する事業を掲載しております。そして、44 ページからの第 2 章では、「共通課題」ということで、人権行政を推進していくための推進体制や、組織のあり方、また事業の取組み方やその方向性、職員に対するアプローチなど全庁的な共通の課題に対する取組みを掲載しております。

この第 1 章と第 2 章では、昨年度の事業内容とその実績、そして、それに対する評価と根拠、今後のあり方を示しております。前回の審議会におきまして、この集約方法について各事業の具体的な取組み実績が分からないというご指摘をいただきましたので、今回から新たに「実績欄」を設けまして、具体的に取組んだ内容を各課から報告いただいております。

それから、ページをめくっていただきまして、63 ページからの第 3 章、4 章では、今年度に予定している事業の一覧になります。基本的には 26 年度とほぼ同様の事業になりますが、特に、85 ページの課題の 8「さまざまな人権をめぐる取組み」のところの-⑥の部分につきましては、生活困窮者への自立支援制度が新しくできた関係で、事業が少し増えております。

それから、これらの事業の集約にあたりましては、95 ページ以降のページにあります「気づき・今後の取組みチェックシート」調査というものを、今年も全課で実施いたしました。表の網掛け部分は、昨年と比較して追加があったり、削除された部分になります。これに関して、昨年の審議会におきまして、各課の認識状況の甘さについてご指摘をいただいたところですが、ご指摘いただいた内容につきましては、各課に配置しております人権教育・啓発推進員の研修の際に、フィードバックさせていただきました。ですので、昨年度よりも〇が増えているところというのは、それが反映された結果ではないかと思っております。この表を始めたころは、限られた課しかチェックがございませんでしたが、年を追うごとに、少しずつではありますが〇も増えてきておりまして、課の業務と人権課題との関係を、徐々にではありますが、認識していただいているところが増えたと感じているところです。特に、消防の部署については、実施計画で掲げている課題の解決に直結するような具体的事業はありませんけれども、消防や救急という業務の内容や性質上、各人権課題と密接に関係しているということを今回認識していただいたように思います。

この表につきましては、先ほど申しましたように、基本計画が目指す「自治体行政」は「人権行政」であるという認識が庁内的にどの程度深まってきたのかということを示す、ある程度の指標になると思っておりますので、今後とも、多くの課でチェックが増えるよう職員の認識を高めていきたいと思っております。

簡単ですが、以上でご説明を終わらせていただきました。

中島会長

ありがとうございました。

一ヶ所、確認したいのですが、資料の 85 ページの課題の 8 がありますけども、-⑥ではなく-⑦が生活困窮者に関わる事業ということですか？

事務局 すみません。はい、そうです。-⑦になります。

中島会長 ただ今の事務局からの説明によりますと、昨年策定した「平成 26～28 年度実施計画」に基づいて、各課が実施している事業を集約したということで、集約の方法については、前回の審議会で各委員から出されました要望や意見を参考に、新たに「実績欄」を設けたということですが、今の報告について、委員のみなさまから何かご質問、ご意見等はございますでしょうか？

山内委員 審議会に出るということで一応資料は読みましたが、委員として、これだけの量を読むのも大変だなという印象とともに、作られる方も大変だなあと感じましたが、折角集められた情報を、もうちょっと市民の人に広く知ってもらう方法はないだろうか？との印象を持ちました。役所としてぜひご検討ください。それと、この資料に書かれていない点を一つ指摘させてください。それはいわゆる 25 年問題で団塊の世代が後期高齢を迎えるとか、認知症が増えるとか、地域の生活基盤が崩れていっています。現状では、市民の側も町会や地域への関心も極めて低い。今まで少なくともそれを行政がカバーしてくれていた。その行政も人もお金がなくなっていくと予想されます。今まで行政がカバーしていたのが、行政がカバーしきれなくなっていくという実情。生活基盤崩壊これこそが最大の人権課題であると考えますが、役所としては、この事態をどう認識されているのかお聞きしたい。

もう一点は、個別課題と書いてあるが共通課題はどこにも書いてない。個別課題を解決する中で共通認識が求められているということだと思のですが、高齢者については私も 73 歳ですけど、外国人市民も貧困者も、部落の方もみんな高齢になっていくわけです。ということは、全ての課題はマトリックス的に絡み合っていますが、そういう観点を本当に持っておられるのかどうか。高齢者という観点の切り口で、全ての人権課題を一度プロジェクト的に検討されてはどうでしょうか？コメントをお願いしたいと思います。

中島会長 今、山内委員から貴重なご意見いただいたわけですが、ご質問という形でいくつかありましたが、市民の方にこの素晴らしい資料を知ってもらう手立てはないのかというご意見が冒頭にあったと思いますが、それを含めて事務局の方からご説明いただけたらありがたいです。

事務局 まず一件目のご質問ですけども、基本計画や実施計画につきましては、市のホームページにも掲載させていただき、今後とも周知させてもらう予定でございます。それから個別課題の各部署の高齢化の件について、連携ということをおっしゃっていたかと思えますけども、それも審議会のご意見を踏まえまして、庁内で人権行政推進会議を開催してその中で連携するよう図っていきたいと考えております。それから、プロジェクトですけども、これは将来的な課題になると思えますけども、やっていかなければならない時期が当然来るのではと思っております。以上でございます。

中島会長 ありがとうございます。他の方からも積極的にご発言いただきたいのですが。

山内委員 一応答は頂きましたが、私の質問への答えにはなっていないんですが・・・。

木下委員 簡単な質問ですけども、88 ページの「新たな連携の構築」というところで、2-1 なんですが、施策の立案や策定過程に市民の参画を求め、またその実施においても市民と連携して協働し、地域コミュニティをつくりあげていけるように取り組めますということですが、先ほど山内さんも少し言われたと思うのですが、市民と協働して連携して作りあげていくと言うんですけども、なかなかその中に入って勇気をもって発言して行動するということができない状態があると思うんです。先ほど町会のことと言っておられましたけども、勉強して芯がなければこういうところに出てきて意見を言うということは出来ない。また時間的余裕もありませんし、我々みたいに委員に委嘱されてだったら少しは言えるかなと思うのですが、連携して協働するというのですが、そういう機会がないのではないかという単純な質問です。

中島会長 木下委員さんのご質問に対して。

事務局 ただ今の木下委員さんからのご質問ですが、市民と行政が連携していく際に、市民の側も勇気がいるとか、そういう機会が少ないというご指摘があったんですが、確かにそういう機会が少ないのが実情だと思っております。ただ、事業を行っていくに当たりましては、市全体のことで言いますと総合計画というのがありまして、そこでは市民の参加というものを一つ掲げておりますので、その辺は各課も認識しているところだと思います。ただ、具体的に事業をやるときに市民さんが入っていく方法などは、各課もできる部分から取り組んでいるのではないかと考えております。

中島会長 ありがとうございます。先ほど山内委員さんが、木下委員さんが発言される前に少しおっしゃった、まだ答えが十分でなかったということで、もう一度お願いします。

山内委員 今の木下委員と関連しますが、ホームページで公開しますと言いますが、ホームページは誰が見ているかチェックされたことがあるのかどうか。議会だより、広報でも同じことが言えます。何人読んでいるのか、そういうことを調べたのか、いつも疑問に思っています。以前に議長にお聞きしましたが、議会だよりは誰が読んではるかどうかがアンケートを取ったことがないということです。ホームページをどれだけの人がどのくらい読んでおられるか一度チェックしていただきたいという要望をしたいと思います。

2 点目は木下委員のご質問と関係するのですが、基本的に今まで行政がしてきたんです。それで日本は成り立ってきたんです。本当にこれは素晴らしいことです。でもこれからはそういう時代じゃない。団塊世代が後期高齢を迎えて、圧倒的な多数が困ることになるわけですね。認知症も出て。そうすると事務局にはなかなか伝わりにくいと思いますが、今までの認識を深めますとか、今までの認識を高めますというレベルではダメなのではないかということです。やはり市民同士の支え合いがどうしても必要になるのではないかと思います。市民も行政中心のやり方に慣れてます。行政は市民目線のやり方の経験があり

ません。2点目は何を言いたいかと言いますと、もうちょっと行政サイドが、市民がなぜ町全体のことに関心を持たないかということについて深刻な問題意識を持たないといけないということです。

それから、高齢者についても要望に変えますが、各個別問題について高齢者が何人おられるか一度調べていただけないでしょうか。部落問題でも貧困者問題でも外国人市民の問題でもいわゆる団魂世代と言われる人が後期高齢者になる25年問題、認知症の問題が出てきます。これは人権問題です。明らかに。人権の各課題について、それぞれ高齢者が何人おられるのか調査していただきたい。今まで支えている行政が支え切れなくなってくるわけですから、地域が崩壊していくことになり、これは最大の人権問題だと私は考えますが、これについての事務局の認識を改めてお聞きしたいと思います。

中島会長　　今、山内委員さんからの3点、整理していただきましたが、どこからでも結構でございます。事務局からのご説明をお願いいたします。

事務局　　すいません。答えになるかわかりませんが、各地域によっていろんな課題があると思うんです。高齢者の問題とか障がい者の問題などいろいろ課題があるということをおっしゃいましたけれども、行政としましてもやはり地域との連携ということでいろんな施策を実施しております。補助金でありますとか連携を深めていってもらふ施策というのを、行政も地域に入っていくことをやっているところなんです、やっぱりなかなか地域差というものがありまして、今後とも根気よく連携ができるように、協働ができるように進めていきたいというふうには思っております。

それともう1点は？

山内委員　　質問した内容ぐらいは把握しておいていただきたいですが、資料に書いておられる人権の各個別課題は言わば縦割りの課題ですが、例えば高齢者から見たら、各個別課題に高齢者が何人おられるかを把握してほしいということです。

中島会長　　例えば高齢者と絞って各個別課題でどれくらい対象者がいるのかということ横で調査してほしいということですね。各課題が縦とすれば各課題に対して、例えば高齢者、例えば外国人市民、例えば何とかということでその例として一つ高齢者をあげていただいたという理解でいいんじゃないでしょうか。

事務局　　今の現状について、人権政策課で調査した内容はこれにまとめたのですが、高齢者の問題については担当している課との連携なりデータの収集というのが必要になってきますので、それについては担当課とも詰めていって、高齢者ということであれば高齢者に関する課題の抽出、あるいは外国人市民というのであれば外国人を担当している課との連携、集約というのが必要になってくると思いますので、それについてはそういった会議を持つ中で進めていきたいというふうには思います。

中島会長　　それと一番最初のご質問で、ホームページで公開しているとおっしゃっているけれども、それをどれだけの方が閲覧しているかということをチェックでき

ているのかというご質問に対してですが。

事務局 申し訳ないんですが、今のところチェックというのはやっていませんので、その方法などを考えながら、アンケートを取るとかいろんな方法があると思うのですが、その方法を考えながら実施していきたいというふうには思います。

中島会長 それからもう1つ。行政サイドが深刻な問題意識を持ってほしい。これは多分要望と捉えたんですが、いいでしょうか？

山内委員 要望というよりも、今、行政がいろいろ頑張っておられるのは分かりますが、その程度の頑張りで、富田林も消滅するかも知れないという時代には、市民がもうちょっと当事者意識を持たないといけないのと同時に、行政が、こういう生活基盤の根本的崩壊について、そしてその対策についてキチンとした認識をされておられるのかということです。今まで人権課題は行政が保ってきておられた。でもこれからは本当に行政が保てるんですか？地域がもし崩れていくとしたらそれは大きな最大の人権課題じゃないんでしょうか？そういう認識はされておられますか？という質問です。

事務局 各課は、各地域によってそういう課題はあるということは当然認識していますので、それが人権課題なのかどうなのかということについては、今後、詰めていきたいというふうには思います。

山内委員 真剣に考えて下さい。

事務局 はい。

中島会長 よろしいですか？他の方からご意見いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか？

金委員 質問させていただきたいんですけれども、気づきチェックシートのところで、産業環境部の水路耕地課さんが今年認識をしているというのがいっぺんに増えたんですね。具体的には、先ほど会議で浸透しているんじゃないかとおっしゃったんですけど、認識をして事業に関わるんだなあと思われたのかどうか、これはすごいことだなあと私は思ったので、どういうふうに感じはったのかということをお教えしてほしいということと、個別課題になるんですけれども、平成26年度の実績報告で36ページの6-③一番上の部分なんですけども、「市民参加のまちづくりのために、外国人市民の声が市政に届くよう努めます」という項目で、具体的な内容として、窓口チラシの翻訳とか多言語進路ガイダンスなど情報が行き渡るように届くように多言語版を作ったということなんですけども、これが私は市民の声が市政に届くように努めるというのとはちょっと逆方向のことだと思うんです。市民の声をいかに吸い上げようというシステムがあるのかというところの問いだと思うんですけども、これについてもこのこと以外に何かされているんでしたら教えていただきたいです。できたら本当に市民の声が届くような場を作るとか何かシステムを作るとか、そういうふう

にさせていただかないと、多分外国人市民というのは日本人市民よりもっと行政に遠い位置で暮している人が多いと思います。そこは どうしたら外国人市民の声が吸い上げられるのかということ意識して策を練っていただきたいなあと思います。質問と要望です。

中島会長 ありがとうございます。最初のご質問なんですけども、気づき今後の取り組みチェックシートの一番最初のページですよね。産業環境部の水路耕地課で網かけの部分が5か所あると。新たに今年、〇が入ったところだということで、これについてのご質問が1点。それから2点目は、外国人市民の声をどのようにして吸い上げていけるかということで、いかがでしょうか？

事務局 水路耕地課の方なんですけども、実際、このチェックシートを各課に照会をかけましたときに、水路耕地課から直接、人権政策課に電話がありまして、水路耕地課として認識が今のところないけれどもこれはどういうチェックシートなのかと、まずそこから始まって、いろいろチェックシートの意義とかを水路耕地課の方には説明しました。そうすると、水路耕地課としてはここで載っている女性とか子どもとか障がい者に対する課題に直結するような事業はないけれども、子どもや女性とか障がい者を対象に、それも念頭に含めて事業をしているという認識で今回〇をつけていただきました。

金委員 すごいですね。

事務局 そうですね。

金委員 すごいなあと思いました。

事務局 今までこちらから投げかけてもあまり反応がなかった課でしたので、逆にそういうふう意識を持って人権政策課に尋ねてもらえたのはすごく良かったなあと思っています。

中島会長 すみません。金委員さんの2点目のご質問の前に、今のチェックシートに関わってなんですけども、同じように消防本部の指令課とか各部署ですね、網かけで〇が入っていると、同じように理解をしたら良いでしょうか？

事務局 そうです。全く同じです。消防もいろんな部署から〇があがってますけども、いろんな課から問い合わせがありまして、消防につきましては、各課に配置しております推進委員さんがいますので、推進委員の研修の際には各課の認識度とかその辺のことは推進委員さんにお伝えさせていただきましたので、その辺のことを含めて消防の方には新たに認識してもらえたのかなと思っています。

中島会長 ありがとうございます。2点目のご質問、あるいは要望も含めてですけども答えていただけますでしょうか。

事務局 2点目のご要望なんですけども、36ページの6-③のところなんですけども、

実際に事業をやっていますのが市民協働課ということで人権政策課では直接関わってはないのですが、ただその点に関して市民協働課の方でちょっと話を聞いたことがあります、なかなか外国人市民の声を吸い上げる制度なりシステムなりが実際のところ整ってないというのが現状らしいです。この「市民の参加のまちづくりのために、外国人市民の声が市政に届くように努めます」というのは、おそらく多文化共生推進指針にも書いてあったと思うんです。ただ、書いてるんですけども、そういうシステムが構築されてないというのは市民協働課の方から話は聞いたことがありますので、今回の金委員さんのご意見についてはまた改めて市民協働課にお伝えさせていただきたいと思っております。

中島会長 ありがとうございます。金委員さん今の答えでよろしいでしょうか？

金委員 はい。

中島会長 他にご意見はございますか？木下委員さん、お願いします。

木下委員 同じく気づきチェックシートのことなんですが、自治体行政は人権行政だという基本計画の中に謳われていて、全市をあげて取り組んでおられることだと思いますけども、当然役所は仕事がたくさんあってみんなそんなことまで考えてられないというのが現状かなと思います、見ていたら全然ノータッチの課があるので、その差というのは何かなあ？っていつも思うんです。それが質問です。

中島会長 認識度、理解の違いはどこにあるのか、ということでしょうか？

木下委員 はい。そうですね。

事務局 今のご質問なんですけども、核心を突くような質問だと思うんですけども、実際、全く認識のチェックがついていない課があるのは事実でして、そういったところはなかなか自分の課の業務と人権課題というのが結びついていないのではないかと思っています。各課の事業については、それを突き詰めていけば障がい者なり女性なり子どもなり高齢者などの人権というものを保障する仕事をしているんでしょうけども、普段の業務の中でそれがあまり実感できていないのではないかと思うんです。ただそれを気づかせてあげるというのが人権政策課の一つの仕事だと思うんですが、その辺については先ほど言いましたように推進委員の研修を毎年していますので、その推進委員を配置した目的というものもそういった課の業務と人権課題との関係ですとか、市民の権利を保障しているという部分を認識してもらうために配置したという経緯がありますので、そういうなかなか認識してもらえないところについては、今日言って明日認識してもらえるかという問題ではないと思いますので、地道に啓発といいますか認識してもらえるようにしていきたいというふうに思っております。

中島会長 ありがとうございます。ですからいろんな観点から気づいてほしい。そして今後の取り組みに反映してほしい。いろいろなチェックシートだと。

- 事務局 チェックシートの名前も「気づき今後の取り組みチェックシート」ということで、気づいてほしいとそういう意味も込めております。
- 金委員 これはまた部課に返すんですか？
- 事務局 冊子にまとめて各課に送ります。
- 中島会長 ですから、これからはただ単に○をつけるんじゃないで、その○をつけた意味を各課で十分理解していただいてそれぞれが取り組んでいただくと、そういう願いを込めてのチェックシートだということですね。
他にご意見ございませんか？
- 山内委員 ちょっと一言だけ。
- 中島会長 山内委員さんどうぞ。
- 山内委員 この気づきチェックシートですが、政策推進課とか秘書課とか市長に一番近いところがほとんど○がない。これも私自身が感じておりますけども、先ほども金さんの質問の中で、意見を取り入れるというところが何か啓発的な仕事、役所サイドからの動きになっているという質問が出て、これは市民協働の仕事やから市民協働に聞くという、それはそれで質問に対しての答えであったと思いますが、この気づきシートとの絡みで 私自身も都市計画とかいろいろ審議会に出ておりますが、必ず学識経験者が言うのは、市民の意見を聞いてやってください。すべてそうなるんです。人権を尊重するというのは相手の意見を聞くということなんです。計画を作る段階で、総合計画もそろそろ始まるでしょうけれども、市民の意見を聞くという仕組みが全くほとんどないことが最大の問題だと思います。先ほどの金さんの質問にちょっと付け加える形でさせていただくとすれば、今いろいろ計画が作られています。各課では実施計画なり基本計画なりを持っているはずですが、それぞれがどういう形で市民の意見を聞くとか、聞いておられるのか？これは非常にお手数ですが、これをお返しになるときに各課に是非聞いていただきたい。お願いしたいと思います。
- 中島会長 ただ今の要望なんですけども、以前の審議会でご説明いただいた人権問題に関する市民意識調査はアンケートになっていて、自由記述のところがあったと思うんですが、それに加えてという理解でいいんでしょうか？もちろん市民意識調査の結果分析だけで十分とは私も感じていないですけども。
- 山内委員 共通課題と個別課題という言い方で私の考えを申しあげますと、私自身は、基本的にはすべての問題は具体的な問題を通じてしか解決しないと、認識しておりますが、各課は、自分たちが作成する計画も、作るときにどれだけ市民の意見を聞く仕組みがあるのか。また実際にやったことをどういう形で市民に訴えようとしているのか。それを各課に具体的に聞いて頂きたいのです。例えば市民協働課の市民会議で言えば、そこへ実施計画が一応わずかな市民委員とは

いえその中で一応議論する仕組みが徐々に芽生えつつあります。そのことは非常に高く評価していますが、アンケート調査とかの話ではなしに、各課が自分の仕事をされるときにどれだけ市民の意見を聞きとる工夫なりをしておられるかということをお聞き頂きたいのです。

中島会長 よろしいですか？

事務局 すみません。全部の課のそういった計画を立てる前の準備というのは把握しているわけではないですけども、例えば実施計画なり基本計画を立てる場合には、素案としまして担当課で作り上げた計画内容をパブリックコメント等ホームページなり広報などにもたぶん掲載した中で、今度、それを集約した内容を返せるかどうかというのは詳しくは担当課には聞いてないですが、意見として吸い上げるということについてはそういった方法を取っていると思っております。

山内委員 パブコメなどはやっておられるとは思いますが、多分それでは意見を言う市民はほとんどいないと思います。

中島会長 他にご発言いただける方はございませんか。ないようでしたら、本日、審議する案件は以上でございます。少し時間がございますので、事務局から何かご提案がございますか？

事務局 はい。今回、初めての委員さんもおられて、「人権行政」という聞き慣れない言葉もあるかと思っておりますので、この機会に、長年、龍谷大学で人権論を講義されてきました松本副会長に、人権行政の意味や「人権」の概念について、少しお話していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか？

中島会長 松本副会長、いかがでしょうか？
よろしく願いいたします。

松本副会長 今までのお話をお聞きしていて、人権行政がなかなか浸透しないという状況の根本に横たわっている問題として、資料にまとめたようなことがあるように思います。これは私個人だけの意見ではありません。資料としてお出ししたのは、以前、大阪府と府内自治体が参加してつくっていましたが「大阪人権行政推進協議会」という組織があり、その中に「人権企画研究会」という組織が設けられて、私はオブザーバーとして参加しました。その研究会で、「人権行政を新たに発展させるためにどういう問題があるのか」をテーマに論議し、それをまとめた報告書の要旨がお手元の資料です。

富田林市の人権行政推進基本計画も、この報告書を基に作られています。先ほどのチェックシートについて言いますと、私が今からお話することを踏まえるなら、人権政策課が期待しているのは、すべての部局がこのチェックシートの全課題に○印をつけてもらいたいということではないかと思っております。当然ですが、部落問題や在日外国人問題、山内さんがおっしゃった高齢者問題、子どもの問題も女性の権利の問題も庁内を横断して課題が存在し、総合的に取り

組まれなければならないものです。その根拠を、もう少し詳しくお話ししたいと思います。

資料 2 番目の「自治体行政＝人権行政」というところから、報告書の内容をご説明します。憲法では、第 13 条で個人の尊重と、その個人に自由、生命、幸福を求める権利を保障すると明記されています。そこで、この「幸福を求める権利」というのは一体何かということが大切だと思います。幸福一般というと、おそらくいろんなイメージがあると思います。ところが、憲法が言っているのは、人としての普遍的な幸福というものは一体何によって保障されるのかということです。第 13 条を受けて、自由、生命とともに幸福追求の権利について、第 3 章に国民の権利及び義務という章を設け、具体的な市民的自由と市民的権利が保障されることによって、つまり人間存在を支えるさまざまな正しいこと（ヒューマン・ライツ）を実現していこうと書いています。これが、無条件の個人の普遍的権利(幸福)であり、その上で、野球選手になろうが、サッカー選手になろうが、会社員になろうが、お店を経営しようが、それは個性なんだ、ということです。つまり、憲法は、人が幸せに生きていく最低条件として、市民的自由と市民的権利ということに着目しているわけです。

ところで、このような考え方は、江戸時代末期から明治時代初期に日本に輸入されましたが、普及せず、第 2 次世界大戦後になって憲法に明記されました。このような考え方は、ヨーロッパにおいて、思想・良心の自由、表現の自由をはじめとして、人間の自由や幸せを求める長い歴史の中から生み出されてきたもので、日本では、憲法で英語の概念を翻訳することで条文をつくりました。freedom of expression、freedom of thought, the conscience（思想・良心・表現の自由）とか、freedom of the association（結社の自由）とかの市民的自由、そして、right to education（教育権）、right to welfare（福祉権）、right of residence（居住権）、right to work（勤労権）などの市民的権利として表現されており、これが、「ヒューマン・ライツ（human rights）＝人間として正しいこと」であり、これを実現・保障することによって、人は基本的に幸せになれるというわけです。

さらに、この規定を根拠として、それを実現していくために各種の法律体系が生まれ、具体的な実現のために、様々な制度やシステムが整備されたのであり、自治体もその一端を担っています。これらの権利は、civil rights(市民的権利)とも表現され、例えば、right to education（教育を受ける権利）は教育委員会、right to welfare（福祉を受ける権利）は福祉部局、right of residence（居住する権利）は住宅課や建築課がこれを担っているわけです。そして、他の様々な権利も同様にいろんなセクションが担っています。right to work（勤労権）ということについては、市町村は権限を持っていませんから都道府県、国ということになります。

しかし、いずれにしても国の行政機関も都道府県・市町村の自治体の行政機構もすべて、憲法に基づきながら人間の存在の一番の根幹である市民的自由と市民的権利を保障していく存在であるということが出来ると思います。そうすると、当然ですが市役所はいろんな法律体系の下で条例なども作って仕事をしており、当然のことながら行政というところは、市民のいろんな生活の側面にある権利と自由を実現するために仕事をして給料をもらってい

るということは論理的に正しいし、そうでなければいけないと思います。取組みチェックシートの各部局は、根拠となる法令や条例の下に仕事をしているわけですが、残念ですけれども、行政も市民も人間の幸せを権利と自由から見るという意識が非常に少ないと思います。

私はイタリアと音楽交流をしていますから、イタリアの音楽家たちとよく話しますが、彼らの自由意識や権利意識は非常に強く、それに比べて私たちの人権認識が脆弱だということをいつも感じています。私たちの権利意識が、ヨーロッパの人たちと違和感があるのは、**Right** の日本語訳である「権利」という訳語に問題があるように考えられます。私たちは漢字文化で物を考えますから、どうしても、翻案の熟語の意味に引っ張られてしまいます。

しかし、江戸時代末期にヨーロッパへ行って、近代社会について学んだ明六社のメンバーたち、例えば森有礼、福沢諭吉、加藤弘之、中村正直などの知識人たちは、**rights** という言葉を「権利」と訳さずに、通義、達義、徳義、権義、権理と、つまり、「利」でなく「道德」という意味で訳していました。何が道德かといえば、それは「人間として正しいことだ＝ヒューマン・ライツ」だ、と考えたからです。人間の存在を支えるさまざまな正しいこととして **rights** を考えたわけで、その中には、当然 **liberty** という考え方もあるわけですが、これは「自由」という訳語で日本では定着しましたが、当時、この自由を「主体的自由」であり、「わがまま・身勝手」と間違っていると捉えてはいけなかったからということで、諭吉などは「自立」や「独立」と結んで、自由自立、自由不羈、自主任意という4文字熟語を使ったり、詳しい説明を加えたりして、その内容をできるだけ正確に伝えようと苦勞しています。

ところが、自由という訳語で受け止められた「**liberty** (自由)」は、一人歩きをしまして、やはり「わがまま・身勝手」になってしまいました。後に政治学者の丸山眞男は、本来ヨーロッパで生まれた **liberty** というのは、「規範創造的自由」であると言っています。つまり、自らの責任においてその境界を設定していく自由であり、なおかつそれは自分の主体性によってこそその自由なんだと。そして、ここで規範だと言われている自由の主体性であるとか、規範の中味を創造するというのが完全に抜け落ちてしまい、「わがまま、身勝手」という意味の「欲望解放的自由」として日本では定着したと、丸山眞男が言っていますけれども、私もその通りだと思っております。

また、人権と差別が、日本では混同されることがよくありますが、それについては1965年の同対審答申に明確に定義がありまして、「近代社会の原理である『市民的自由』や『市民的権利』が侵害されること」と、非常にシンプルですが、要するに、人権というのは「市民的自由」と「市民的権利」であり、それを侵害したり、未保障のまま放置したりすることが差別だと明確に書いてあるわけです。その辺りのところについての市民意識というのは、正確に理解されているかということ、なかなかおぼつかないという現状があります。これは、江戸末期や明治初期に一生懸命に翻訳を作って定着させようとして大変苦勞した人たちがいたけれども、その後の教育の中とか、政治の政策の中で、国民の権利意識を向上させるための方策が取られたかどうか。明治以後は、ほとんど取り組まれていません。

また、第二次世界大戦後、私が小さい頃に一定程度の憲法教育というの

はあったけれども、今果たして、ヨーロッパの子どもたちが日常的に受けているような、自由と権利についての社会教育があるだろうか。自分という人間の存在は何を根拠としているのか、自分の人としての尊厳とは何なのか、自由とは何か、またその境界はどこにあるのか、といった非常に難しいことを考えることを通して、自分という存在の輪郭や認識、自分と他人との関係、あるいは自分と社会との関係、自分と家族との関係について理解し、リアリティを持ってちゃんと権利、自由ということを含んで認識していこうという風土が日本にはほとんどありません。これは、社会教育に問題があると私は思っております。日本のほとんどの小・中学校や高校でも、このような内容を持った市民権利教育が行われているとは思えません。ただ、子どもの個人としての成長、社会性の獲得という文脈で、自分たちで学校をつくらうという動きが、一部の保護者の間にあることも事実です。

このように考えていくと、自治体行政の責務というのは、「憲法の理念の地域での実現」ということになるのではないのでしょうか。行政施策の対象は、全市民ですから、各業務を進めていく上で、他の市民との関係で人権侵害や差別はないのか、また、権利保障という観点から施策がすべての市民に行き届いているか、を考えた場合、人権政策課はすべての部局がすべての人権課題に○印をつけてほしいと願っているわけです。また、在日韓国・朝鮮人問題では、憲法自体が第14条で「人種・民族 (Race)」を根拠とした差別を禁じており、国際人権規約、特別永住許可という入管特例法の改正に照らしても、当然、内外人平等の原則があるわけです。

私たちは、市民的自由や市民的権利といったヒューマン・ライツの本質と具体性について学び、また、身近な生活世界であるコミュニティで、どのような人権侵害が起こっているのかということを知る必要があるでしょう。それによって、すべての人々の「ヒューマン・ライツ」が保障・確立された人間としての「基本的な幸せ」が実現される社会への道筋がはっきりしてくると思われまます。また、子どもたちには、小さい時からこのような人権に関わる自分と他人の本当のあり様について社会教育でしっかりと学んでもらい、子どもたち同士がお互いの主体的尊厳性を自覚して、いじめのない学校をつくっていくことが大切ではないでしょうか。

また、人権侵害の問題が社会の課題になっていくためには、やはり山内さんがおっしゃったように、当事者からの問題提起が大切だと思います。高齢者の人権問題の場合、「私の権利はどうなっているんだ！」と声を上げることから始まります。そういうことからお互いに「自由と権利」の中味が深まっていくのではないのでしょうか。

「自治体行政と人権行政」、また、「人権」について簡単にご説明させていただきました。では、これで終わらせていただきます。

中島会長

ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか？

では、ご質問等がないようでしたら、これで審議会を終了させていただきたいと思えます。多数のご意見、ご提言を頂き、ありがとうございました。

それでは最後に、事務局より一言お願いします。

事務局

本日は、貴重なご意見、ご提言を頂きまして、誠にありがとうございました。
チェックシートにつきましては、去年に比べると若干増えはしたものの、まだまだ各課の人権意識、認識が低いというところがありますので、今後とも各課の方には担当課の方から呼びかけなり指導、指示を行いまして、少しでもチェックシートに印がつくように図っていきたいと思います。本日もご意見をいただきまして、私どもとしましても努力していきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

中島会長

では、以上をもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。